

知多北部広域連合長等の費用弁償に関する条例

(平成11年6月1日 条例第9号)

改正 平成19年2月27日 条例第1号

改正 平成20年9月 1日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、広域連合長、副広域連合長及び選任副広域連合長（以下「広域連合長等」という。）に支給する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 広域連合長等が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、東海市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和44年東海市条例第21号）第9条、第10条及び別表第3の規定を準用する。この場合において、同表中「市長」とあるのは「広域連合長及び副広域連合長」と、「副市長」とあるのは「選任副広域連合長」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により支給する旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に知多北部広域連合規約の一部を改正する規約（平成19年1月24日愛知県知事許可）附則第3項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる収入役が在職する場合においては、当該収入役が職務を行うため旅

行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成18年東海市条例第64号）第1条の規定による改正前の東海市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和44年東海市条例第21号）第9条、第10条及び別表第3の規定を準用する。

4 第2項の規定により支給する旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則（平成20年条例第4号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。